農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令 和 4 年 1 月 24 日

五 條 市 長　太 田 好 紀

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
五條市	野原地区 （上田町集落、野原上集落、池芝町集落）	令和4年1月12日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	90.7 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	54.3 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	16.2 ha
ⅰ うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	9.7 ha
ⅱ うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.3 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.2 ha

（備考）アンケート結果
・本地区においても、徐々に高齢化が進んでおり、農地所有者の37％が70歳以上となる。
・全年齢で。農業後継者について目途がついていない農家が56％である。70歳以上においては、50％となる。
・今後耕作を行っている農地については、現状維持（59％）か縮小、貸したい（23％）と考えている農業者が多数を占めている。

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受けきる意向のある耕作面積は、70才以上で後継者未定及び不明の農業者の耕作面積の方が、8．8ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

今後も農地集積方針の検討を継続して行う必要がある。

（参考） 中心経営体

属性	農業者（氏名・名称）	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	31人		24.2 ha		25.4 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

基盤整備への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

農地中間管理機構の活用方針
アンケート結果にて、農地を縮小、貸したい方が23％おられることから、農地の出し手となる農業者の意向を把握しながら、農業中間管理機構事業を活用し、中心となる経営体への農地の集積、集約化を進める。